

諮問番号：諮問第107号

答申番号：答申第107号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件処分のうち、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の有効期限を平成32年10月31日とした部分の取消しを求める。

手帳の有効期限は、交付決定から2年間であるはずで、手帳の交付決定がされた年月日は平成31年3月20日であるから、有効期限は平成32年10月31日ではなく、平成33年3月20日となるべきである。

自立支援医療費の支給認定と同時に申請した場合は診断書は一通で済むが、従来から手帳と自立支援医療費の支給認定の有効期限がバラバラであることから困っていたので、診断書提出のタイミングを合わせるために、手帳の有効期限を少し過ぎてから同じタイミングで交付申請をしたのに、自立支援医療費の支給認定と有効期限がなぜ違うのか。

(2) 厚生労働省が設けているいわゆる「期限合わせ」の方法については、申請時にアナウンスすべき内容であって、処分を受けたあとに通知されても手遅れである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第4項は、手帳の交付を受けた者に対し、政令で定める精神障害の状態にあることについて、2年ごとに認定を受けることを義務付けているのであり、手帳の有効期限は、その義務の履行を確保するために設けられたものと解するのが相当であるから、当該定めは合理的で妥当なものと判断される。

したがって、処分庁が、当該定めに基づき、本件処分に係る手帳の有効期限を平成32年10月31日としたことは、適正であり、何ら違法又は不当な点はない。

審査請求人は、本件処分に係る手帳の有効期限は、その交付の決定から2年後の日とすべき旨主張しているが、そのように解すべき根拠はなく、この主張を採用することはできない。

このほか、審査請求人は、審査請求人の手帳と自立支援医療費（精神通院医療）支給認定との有効期限がそろっていないため、それぞれの申請時に診断書が必要となってしまう、これに困って自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請と同時に本件更新申請を行ったのにもかかわらず、両者の有効期限がそろわないということについて疑義を呈し、また、両者の有効期限がそろわないことで提出すべき診断書が増えてしまうということについて、その解決を要望しているが、これらは、いずれも上記の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年9月10日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日及び同年12月1日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳に関する事務については、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「局長通知」とい

う。)で、その取扱いが定められており、処分庁はこれに基づいて事務を処理している。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について（平成31年3月29日障発0329第34号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による改正前の局長通知別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（以下「実施要領」という。）第3の1の（7）では、「更新後の有効期限は、更新前の有効期限の2年後の日とする。」と定められている。

法第45条第4項は、手帳の交付を受けた者に対し、政令で定める精神障害の状態にあることについて、2年ごとに認定を受けることを義務付けており、手帳の有効期限は、その義務の履行を確保するために設けられたものと解するのが相当であるから、当該定めは合理的で妥当なものとして判断される。

したがって、処分庁が、当該定めに基づき、審査請求人の手帳の更新の申請に対する本件処分に係る手帳の有効期限を平成32年10月31日としたことは、適正であり、何ら違法又は不当な点はない。

審査請求人は、本件処分に係る手帳の有効期限は、その交付の決定から2年後の日とすべき旨主張しているが、そのように解すべき根拠はなく、この主張を採用することはできない。

このほか、審査請求人は、審査請求人の手帳と自立支援医療費（精神通院医療）支給認定との有効期限がそろっていないため、それぞれの申請時に診断書が必要となってしまう、これに困って自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請と同時に本件更新申請を行ったのにもかかわらず、両者の有効期限がそろわないということについて疑義を呈し、また、両者の有効期限がそろわないことで提出すべき診断書が増えてしまうということについて、その解決を要望しているが、これらは、いずれも上記の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものとして認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 谷本 拓也

